

# 第 8 6 回大阪府森林審議会

## 会議録

日時：令和 3 年 1 月 19 日（火）

午前 9 時 30 分～午前 10 時 40 分

場所：ホテルプリムローズ大阪 会議室「鳳凰東」



## 第86回大阪府森林審議会

令和3年1月19日

【司会（福井副主査）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第86回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の福井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様におかれましては、2020年11月1日から2年間、委員就任についてご承諾いただきましたこと、お礼申し上げます。また、緊急事態宣言が発令される状況の中、ご足労いただきましたこと、お礼申し上げます。

なお、宣言の発令に伴い、小杉委員と坂野上委員におかれましては、モニターにも映っておりますが、オンラインでのご出席となります。

本日の審議会には、委員14名中9名の委員にご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中身をご確認ください。

まず、次第、大阪府森林審議会規程、本日の配席図です。次に、大阪府森林審議会会長宛での諮問の写し。それから、「議事（2）大阪地域森林計画の変更について」、「資料1（参考）林地開発による森林の減少区域の位置図」「資料3 大阪府森林環境税の取組みについて」、最後に、「資料4 森林環境譲与税の取組みについて」という資料です。資料の不足はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

ご入室の際には、検温にもご協力いただきましてありがとうございました。本日は、オンライン会議システムを併用しての開催となっております。ご発言の際は必ずマイクをご使用いただきまして、なるべくはっきりとしたお声でご発言いただきますよう、お願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、北尾みどり推進室長からご挨拶を申し上げます。

【北尾みどり推進室長】 皆様、おはようございます。大阪府の環境農林水産部みどり

推進室の北尾でございます。第86回の大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ほど司会からも話がありましたけれども、まずは委員の皆様、改選に当たって就任をご快諾いただきまして本当にありがとうございます。今日は新型コロナウイルス感染症の緊急宣言の下、机の間に飛沫防止パネルを設置しておりますけれども、このフレームは大阪産材、河内材で作らせて頂いたものでございます。ということで、いろいろな取組をしながら、様々な仕事を進めていってまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大で、国民・府民生活全般にわたって様々な困難が余儀なくされた1年でございます。自然災害の面におきまして、近年激甚化、頻発化が顕著となっております。昨年も7月豪雨によりまして全国各地で大きな被害が発生しました。府内でも、山腹崩壊、また林道被害が発生をして、復旧に当たっているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、大阪府では山地災害の防止を緊急的かつ集中的に行うため、平成28年度から府民にご意見をいただいていた森林環境税を令和2年度よりさらに4年間延長させていただきまして、森林の土石流や流木対策に取り組んでいるところでございます。また、令和元年からは、国の森林環境譲与税を活用して、市町村が主体となって、森林整備や施設の木質化に取り組んでいるところです。事業を円滑に進められますように府としても支援をしております。詳細な内容につきましては後ほどお時間を頂戴して事務局のほうから説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、初めに、大阪府知事より諮問をします大阪府地域森林計画の変更についてご審議いただきました後、前回の審議会以降、昨日までの間で審議会意見聴取に係らなかった林地開発許可の実績等についてご報告をさせていただきます。

皆様方には忌憚のないご意見、ご議論を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【司会（福井副主査）】      ありがとうございます。

次に、本日ご出席いただいている委員の皆様をご紹介します。

（委員紹介）

なお、本日、奥野委員、黒田委員、長島委員、津田委員、藤平委員におかれましては、所用のため本日はご欠席でございます。

以上で、ご紹介を終わらせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、本日の審議会は委員改選後初めての開催となりますので、大阪府森林審議会規程第2条の規定により、まず、委員の互選によりまして会長を選任いただく必要がございます。つきましては、議事の（1）会長の選任などにつきまして、会長が選任されるまでの間、僭越ではございますが、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の（1）会長の選任などにつきまして、本審議会の会長について、いかがいたしましょうか。

【藤田委員】 前回に引き続きまして、経験豊富な増田委員にお願いしてはどうかと思います。

【司会（福井副主査）】 ただいま、藤田委員から増田委員を会長にというご発言がありました。委員の皆様、ほかにご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（福井副主査）】 皆様、異議なしということでございますので、増田委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、これ以降の議事につきましては、審議会規程第5条第1項の規定によりまして、増田会長に議長をお願いしたいと存じます。増田会長、議長席へのご移動をお願いいたします。

（増田会長 会長席へ移動）

【司会（福井副主査）】 増田会長、よろしくお願いいたします。

【増田会長】 皆さん、改めまして、おはようございます。また、本年もよろしくお願いいたしますと思います。

ただいま、皆様のご推挙によりまして、会長という大任を仰せつかりました。引き続き務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

先ほど北尾室長からもご挨拶がございましたように、自然災害が激甚化している、あるいは頻発をしているという背景、あるいは一方で、地球環境の温暖化等から求められる森林の多面的機能への期待、さらに市場経済の中で木材流通あるいは林業が成立するかといった厳しい状況もあり、我々に与えられている議題というのはたくさんあるかと思えます。忌憚のない意見交換をしながら、少しでも大阪府の森林が整備でき、あるいは保全でき、林業が活性化するというふうなことで議論を進めてまいりたいと思いますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

それでは、進めさせていただきます。

まず初めに、本日の議事録署名委員ですが、藤田委員と三好委員のお二方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、審議会規程の第2条第3項の規定に基づく会長代行をあらかじめ選任したいと思います。皆さん、ご推挙等のご意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

【三好委員】 よろしいでしょうか。

【増田会長】 三好委員、どうぞ。

【三好委員】 栗本委員にお願いしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

【増田会長】 ありがとうございます。今、栗本委員に会長代行をというご推挙がございました。いかがでしょうか。栗本委員にお願いするということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。そしたら、栗本委員、お手数をおかけしますがよろしくお願いいたしますと思います。

【栗本委員】 承知いたしました。委員長が欠席されないことを願いますが、よろしくお願いいたします。

【増田会長】 よろしくよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、本審議会には、林地開発許可等に関する事項を審議するために森林保全整備部会を設置しておりますけれども、その部会長並びに部会委員については、審議会規程第6条第2項及び第3項の規定によりまして、いずれも会長が指名することになっております。つきましては、僭越ながら私のほうから指名をさせていただきたいと思います。

まず、森林保全整備部会の部会長ですけれども、前期に引き続きまして藤田委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【藤田委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【増田会長】 あと、部会委員には、専門的領域を考えまして、黒田委員、今日リモートでご参加いただいています小杉委員、それと坂野上委員、さらに長島委員、藤平委員、三好委員、それと私の7名という形で部会を構成したいと思いますので、よろしくお願いいたします。今日ご欠席の委員の皆さんには、この旨お伝えいただくようよろしく

お願いしたいと思えます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は諮問案件が1件、報告案件1件、その他がございます。後ほど部会があるということで、10時40分を目途に進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思えます。

それでは、議事(2)大阪地域森林計画の変更について、諮問案件でございますが、事務局のほうからご説明をよろしくお願いしたいと思えます。

【脇本森づくり課技師】 大阪府環境農林水産部森づくり課の脇本と申します。資料1について説明いたします。

初めに、知事から審議会長宛ての諮問書の写しを皆様にお配りしておりますので、読み上げさせていただきます。

「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について(諮問)。森林法第5条第5項の規定に基づき、大阪地域森林計画を変更するにあたり、貴審議会の意見を求めます」。

内容について、ご審議よろしくお願ひします。

それでは、お手元の資料1の裏面、大阪地域森林計画の変更の概要をご覧ください。

1、地域森林計画についてですが、地域森林計画は、森林法第5条に基づき、都道府県知事が、全国森林計画に即し、森林計画区内の民有林について5年ごとに樹立する、10年を1期とする計画です。

計画の内容は、四角の枠内に記載している一から十二の事項ですが、このうち、今回の変更内容は3点あります。1点目が、「1 その対象とする森林の区域」の変更、2点目が、「7 林道の開設及び改良に関する計画」の追加、3点目が、「12 保安林の整備」の中で、治山事業の計画量数を追加するものです。

「2、計画期間の修正」はありません。

次に、2ページをご覧ください。

3-1、森林区域の減少に関することとしまして、林地開発の完了に伴い森林区域が70ha減少するものです。市域別では、茨木市が2,587haから2,519haで、68haの減少、高槻市が4,478haから4,476haで、2haの減少です。

中ほどに箇所別の表をつけておまして、後ほど詳しく説明しますが、道路の新築が6件、事業所敷地の造成が1件です。

次に、3-2、林道の計画の追加に関することです。

市町村が林道の施設計画を策定したことに伴い、林道の拡張に関する計画に3路線追加

するものです。具体的には、河内長野市セノ谷線、名畑線、岸和田市牛滝線の3路線です。

この3路線については、市が策定した林道施設を長寿命化させるための施設計画の中で早期の改修が必要とされたもので、今回新たに追加します。

次の3ページから4ページにかけては、計画の新旧対照表となります。

次に、5ページをご覧ください。3-3、治山事業の数の追加に関することです。

令和2年度から令和6年度に実施します新たな大阪府の森林環境税の事業により、実施すべき治山事業の数を56か所追加するものです。

新たな森林環境税では、平成29年の九州北部豪雨などで得られた新たな知見に基づき、府内の対策必要箇所56か所を選定して実施するもので、5ページの表にあるとおりです。

次の6ページから7ページにかけては、計画の新旧対照表となります。

では、次の資料に移ります。次の資料は、今ご説明した3点を盛り込みました変更計画書案の変更部分の抜粋です。

この計画変更案について、森林法の規定に基づき、令和2年11月27日から令和2年12月28日までの約30日間、公告縦覧しましたところ、意見申立てがなかった旨、ご報告いたします。また、その後、林野庁の近畿中国森林管理局及び市町村に協議を行いましたが、異議はありませんでした。

続きまして、資料1（参考）により、森林区域減少の個別案件について説明いたします。

1ページは、今回減少する箇所の位置図です。

㊦から㊧、㊨についてはいずれも道路も新築を目的とした開発、㊩の茨木市彩都もえぎについては土地区画整理事業による開発が行われました。

次に、2ページをご覧ください。

まず、個別案件の1つ目です。表をご覧ください。

行為者、西日本高速道路株式会社。行為地の所在場所、茨木市大字下音羽。開発の概要、道路の新築を目的とした、新名神高速道路の建築を行う事業。開発行為の面積のうち、実際に土地の形質を変更する、係る森林面積は11.6280ha。

1つ飛ばしまして、林地開発基準について。林地開発では、災害防止、水害防止、水の確保、環境保全の4基準を満たす必要がありますが、「(1) 災害防止」では高速道路は審査対象外となっており、それ以外の(2)から(4)は計画どおり適切に整備されまして、また、今後も適切に管理される状況にあることを確認しています。

関係法令は近緑法、砂防法、森林法です。



備考欄には、許可日から完了確認日までの経過を記載しています。

今回減少する森林面積は、表の上部に記載していますが、開発により改変された森林、先ほどの表の「係る森林面積」に当たりますが、その11.6268haから高架下の造成森林5.37haを除いた6.2580haです。高速道路の高架下は土地の形質変更もなく、森林のまま残っており、周辺森林とも一体性があるため、除外はせず、残すこととしています。

次に、3ページの区域図をご覧ください。

図面の赤い線が開発の事業区域、図面の青、グレー、茶色の部分が高速道路を示しており、その中でも、グレーの部分は高架、茶色の部分はトンネルを示しています。図からも高架の部分が多いことがお分かりいただけると思います。

4ページの写真は、完了確認をしたときの状況です。

以降、同様の流れで説明いたします。

では、次の案件に移ります。5ページをご覧ください。茨木市大字千提寺における、新名神高速道路の建設を行う事業です。

表の中の行為者や開発の概要、林発基準は先ほどと同様です。

減少する森林面積は、表の上部に記載しておりますが、開発により改変された森林37.4176haから高架下などの造成森林1.33haを除いた36.0876haとしています。

次に、6ページの区域図をご覧ください。

千提寺インターチェンジやパーキングエリアを含みますので、広い範囲となっています。

次の7ページの写真は、完了確認をしたときの状況です。

では、次の案件に移ります。8ページ及び9ページは、茨木市大字車作における、新名神高速道路の建設を行う事業の2件分の概要を示しております。この2件は開発の許可をした時期が異なるため、分けております。

表の中の行為者や開発の概要、林発基準は先ほどと同様です。

減少する森林面積は、8ページ、表の上部に記載していますが、開発により改変された森林0.6575ha全てを除外します。

またもう1件、9ページのほうは、事業区域内で改変されずに残る森林が僅かであることから、事業区域内の森林、表の中の「しようとする森林面積」の5.1088haと、この区域を除外することにより、周辺森林と一体性を有しない森林0.28haを加えた

5. 3888haです。

次に、10ページの区域図をご覧ください。㊸、㊹の隣接した区域に係るものです。

黄色く囲った部分が周辺森林と一体性を有しない森林ということで、僅かな面積が島状に飛び地として残ってしまいますので、今回、合わせて除外します。

次の11ページの写真は、完了確認時の状況です。

では、次の案件に移ります。12ページをご覧ください。茨木市大字安元における、新名神高速道路の建設を行う事業です。

表の中の行為者や開発の概要、林発基準は先ほどと同様です。

減少する森林面積は、表の上部に記載していますが、開発により改変された森林、表の中の「係る森林面積」の0.5345haです。

13ページの区域図をご覧ください。

茶色の部分はトンネルとなっておりますが、トンネル上部も事業地として造成されているため、除外するものです。

14ページの写真は、完了確認をしたときの状況です。

では、次の案件に移ります。15ページをご覧ください。茨木市彩都もえぎにおける事業所敷地の造成です。

表をご覧ください。行為者、阪急不動産株式会社。行為地の所在場所、茨木市彩都もえぎ。開発の概要、事業所敷地の造成を目的とした土地区画整理事業による造成。開発行為に係る森林面積は16.7542ha。

1つ飛ばしまして、林地開発基準について。表に記載のとおり、4基準の計画どおり適切に整備されたこと、また、今後も適切に管理される状況にあることを確認しています。

減少する森林面積は、表の上に記載しておりますが、開発により改変された森林、表の中の「係る森林面積」である16.7542haに、今回、市街化区域に緑地として編入された残置森林2.1588haを加えた18.9130haです。本案件では事業区域全てが市街化区域に編入されており、緑地等は市街化区域内の緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林全てを森林区域から除外します。

16ページの区域図をご覧ください。

青い線が都市計画区域内の緑地等を示しています。

次の17ページの写真は、完了確認をしたときの状況です。

では、次の案件に移ります。18ページをご覧ください。高槻市安満御所の町における

新名神高速道路の建設に伴う道路の建設を行う事業です。

表の中の行為者や開発の概要、林発基準は先ほどの道路開発と同様です。

減少する森林面積は、表の上部に記載していますが、開発により改変された森林、表の中の「係る森林面積」の0.5036ha及び、森林計画区域内にあり、今回、法面の切り直しに伴い森林ではなくなった既設の道路のり面1.16ha、さらに、今回の区域除外に伴い近接する森林と一体性がなくなった0.285haの合計1.9486haです。

次に、19ページの区域図をご覧ください。

黄色く囲った部分が、周辺森林と一体性を有しない森林のため、合わせて除外する区域です。

20ページの写真は、完了確認をしたときの状況です。

以上、これらの開発案件7件を合わせた70haが、今回、地域森林計画の森林区域面積が減少するものでございます。

本日、この審議会において変更案が了承されましたら、農林水産大臣に協議し、計画変更の決定を行い、年度内に公表することとしております。

以上で、地域森林計画の変更についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

【増田会長】       ありがとうございました。

ただいま、諮問案件の大阪地域森林計画の変更についてご説明がございましたけれども、何かご質問等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

これは欄外に今回除外する説明を入れていただいたのでよく分かるようになったんですけど、さらに言うと、計画書はha単位で扱っているんですね。

【脇本森づくり課技師】       はい、そうです。

【増田会長】       ただし、説明は要するに下4桁まで説明されているんですね。この辺もどこかで注記をいただくと分かりやすいのかなと思うんですけどね。

【脇本森づくり課技師】       はい、分かりました。ありがとうございます。

【増田会長】       一番最後の道路の新築も、2haというふうに計画書はなりますけど、実際の面積が1.9486haですよ。下4桁で表現されていて、計画書では2haという表現でされるので、ちょっとその辺、括弧書きでも足していただいたら計画書との整合性がより取れるのかなと思います。

【脇本森づくり課技師】       はい。ありがとうございます。

【増田会長】 ほか、何かございますでしょうか。いかがでしょう。

リモートでご参加いただいている方々は説明が聞こえていますかね。小杉先生、坂野上先生、大丈夫ですか。聞こえていますか。

【小杉委員】 はい、大丈夫です。

【増田会長】 そうですか。分かりました。

【坂野上委員】 大丈夫です。

【増田会長】 ほか、いかがでしょう。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問原案どおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。異議ないという答えでございます。森林計画原案、妥当とする旨、答申したいと思えます。ありがとうございます。

それでは、審議案件はこれで終了でございますが、引き続きまして報告事項について、林地開発許可の実績報告というのがあるようでございますので、ご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

【天羽森づくり課主事】 大阪府森づくり課保全指導グループの天羽と申します。

私から、資料2、林地開発許可の実績報告についてご報告いたします。

資料2は、昨年度の審議会開催日、令和元年度12月17日から令和3年1月13日までの期間における森林区域5ha未満の林地開発許可の実績です。なお、5ha以上の森林審議会での諮問の必要のあるものはございませんでした。

1ページめくっていただきまして、新規許可につきましては、資材置場の造成1件、農地の造成1件の計2件です。資材置場の造成の開発行為に係る森林面積は2.4810haで、農地の造成の開発行為に係る森林面積は4.4694haです。

変更許可につきましては、道路の新設または改築で1件、土石の採掘1件の計2件です。道路の新設または改築については新名神高速道路の工事に伴うもので、係る森林面積は0.0445ha増加しています。土石の採掘につきましては、引き続き土石の採取を行うための許可期限延長に伴うもので、係る森林面積は0.5444ha増加しています。

次のページに許可事案別の詳細を添付しております。

次のページをめくっていただきまして、次に、近年の林地開発の傾向につきましてご覧ください。過去5年間のグラフですが、新規の許可及び協議、変更により新たに開発され

る森林面積を開発行為の目的別に示しています。

ここでの協議は、森林法第10条の2第1項第1号または第3号により、許可を要しないとされる国・地方公共団体が行う事業等について連絡調整をしたものをいいます。

グラフから分かりますとおり、大阪府の傾向としましては、平成28年度に太陽光発電施設の設置があったものの、全体としては道路の造成や安威川ダムの関連工事の計画変更といった公共的な位置づけのものが面積の半数を占めているような状況です。

資料2の林地開発許可等の実績報告については以上となります。ありがとうございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

ただいま、林地開発許可の実績についてご報告をいただきましたけれども、何かご質問等がございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見、ご質問等がないということで、報告を承ったということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

ほかに何か。これで予定しておりました審議案件及び報告案件については終了ですけれども、その他、事務局のほうから何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ。

【司会（福井副主査）】 大阪府森林環境税及び森林環境譲与税の取組について、事務局より報告させていただきたいと存じます。

【増田会長】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、その他の案件として、大阪府の森林環境税の取組並びに森林環境譲与税の取組についてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【浦久保森づくり課主査】 森づくり課森林整備グループの浦久保です。よろしく申し上げます。

資料3をご覧ください。

令和2年度から令和5年度まで4年間延長して実施することになりました新たな取組についてご報告いたします。

大阪府森林環境税については、平成28年度から4年間、自然災害から府民の暮らしを守る取組と健全な森林を次世代へつなぐ取組を行ってきました。

詳細は裏面のほうを少しご覧いただきたいんですけども、自然災害から暮らしを守る

取組としましては、危険な溪流における土石流・流木対策ですとか、主要道路沿いにおける倒木対策、健全な森林を次世代につなぐ取組としましては、作業道舗装などの基盤づくりですとか、幼稚園・保育所の内装木質化の支援を行ってきました。

表に戻っていただきまして、令和2年度以降は、さらなる取組としまして、豪雨や猛暑への対策を短期間、集中的に実施することとしています。

そのための財源を確保するために、森林環境税は令和5年度まで延長いたします。金額は、前回と変わらず、1人年間300円を個人府民税均等割額に加算することとしまして、全体で45億円の事業費を見込んでおります。

具体的な取組としましては、資料の下半分にあります2点です。

まず、左側の新たな知見に基づく森林の土石流・流木対策です。

これは、甚大な土石流被害のありました平成29年7月の九州北部豪雨や平成30年7月の西日本豪雨における被災地の調査などにより得られた新たな知見を踏まえまして、土石流・流木対策を実施し、被害の軽減を図るものです。

対象箇所は、新たな知見により選定されました谷部における凹地形というものを含む溪流の56か所。

対策内容は、図にありますとおり、まずハード対策としまして、① 治山ダムの整備、② 危険木の除去、③ 荒廃森林の強度間伐等による森林整備、それからソフト対策としましては、④ 森林危険情報マップの作成や防災教室の開催、を計画しております。

続きまして、右側の都市緑化を活用した猛暑対策です。

資料にありますように、大阪府における熱中症救急搬送人員数は、平成29年で3,590人、平成30年は7,138人、令和元年は5,182人と、毎年多くの方が搬送されており、死者も出ているところです。この災害並みとも言える猛暑への対策としまして、都市緑化を活用した猛暑対策を行うものです。

対象箇所は、駅前広場など150から200か所。

対策内容としましては、暑くても屋外で待たざるを得ないバス停などがある駅前広場で、事業者等が都市緑化を活用した猛暑対策に取り組めるよう支援するもので、市町村や公共交通事業者などに対しまして、1,500万円を上限として事業費を原則全額助成するものです。

これらの対策につきましては令和2年度から開始しておりまして、内容や進捗につきましては大阪府森林等環境整備事業評価審議会でもご報告させていただいております。

以上で、大阪府森林環境税についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料4をご覧ください。令和元年度から実施されています国の森林環境譲与税の取組状況についてご報告いたします。

この資料は、令和元年度の森林環境譲与税の全国の取組につきまして、林野庁のほうで取りまとめてホームページで公表している資料の抜粋となっております。

右下にページ番号が振っておりますが、1ページ目をご覧ください。

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、創設されました。

令和元年9月から譲与、国からの配当のことですが、が始まりまして、下線にありますように令和元年度におきましては総額約200億円が譲与されております。

また、下から2段落目にありますように、森林環境譲与税の用途については、法の規定によりまして、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされております。

2ページ目をご覧ください。

この制度の目的につきましては、上の四角囲みにありますとおり、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るためとされております。

制度の仕組みですが、制度設計のイメージにあります。左側の上向きの矢印というのが税金を国民から徴収する流れを示しております。そして、右の下向きの矢印が、集めた税を市町村や都道府県に配る、いわゆる譲与する流れを示しています。徴収のほうは令和6年度から始まり、年間1,000円が個人住民税に上乗せされます。譲与につきましては、森林整備に早期に着手するために、国の準備基金を活用して令和元年度から既に開始をされております。

3ページ目をご覧ください。

森林環境譲与税の金額の推移を示しています。

グラフの一番左ですが、令和元年度には総額200億円が譲与されました。以降、令和2・3年度は400億円、令和4・5年度は500億円、令和6年度以降は600億円と、段階的に増額されていきます。

各市町村、都道府県への譲与額は、その自治体の私有林人工林面積と林業就業者数と人口、この3つの比率により決定されます。ここで人口という項目が入っておりますため、森林が全くない市町村でも譲与されますが、そういったところは、森林整備を促進するための木材利用ですとか普及啓発といった事業に活用されております。

4 ページ目をご覧ください。

令和元年度の譲与額を都道府県別に示したものです。大阪府は右列の上から3番目でございますが、府の譲与額が約9,500万円、府内の市町村の合計が約3億8,200万円でした。これは、全国の都道府県でいいますと17番目に多い譲与額となっております。

次に、5 ページ目をご覧ください。

令和元年度の譲与税の用途についてまとめたものです。

一番左のグラフを見ていただきますと、全国の1,741市町村のうち、全体の53%に当たる924市町村が「㊦ 間伐等の森林整備関係」に取り組みました。一方で、一番下ですが、38%に当たる666の市町村が、「㊦ 基金への全額積立て」でございました。大阪府におきましても、㊦ の森林整備や、「㊦ 木材利用・普及啓発」に取り組みました一方で、㊦ の基金への全額積立てをした市町村も、43の市町村のうち28市町村に上りました。これは、初年度で体制が整っていなかったり、単年度で使うには譲与額が少ないといった理由からだ聞いております。

次に、6 ページ目をご覧ください。

これは基金の全額積立ての市町村数別割合と金額別割合を示したものです。

一番左のグラフですが、全国の市町村数別割合を見ますと、基金全額積立ての数は38%ですけれども、下の金額別割合では20%となっております。これは、上の部分にも考察が書かれていますが、譲与額が少額な市町村で全額積立てが多い状況と推察されます。大阪府におきましても同様の傾向が見られます。

7 ページ目以降は、府内の事例の中から林野庁のホームページで紹介されているものの抜粋をつけさせていただきました。

まず、7 ページ目の豊中市ですが、市街地内の森林再生の事例です。

事業内容というところに書いてありますように、平成29年台風21号により損なわれた風致保安林の機能を回復させるため、倒木した樹木の幹や根株などを搬出し、処理を行ったものです。令和元年度には倒木運搬処分が約227m<sup>3</sup>、幹の運搬で220m<sup>3</sup>が実施されました。今後、植栽など、数年かけてこの場所を整備されるというふうに聞いておりま



す。

8 ページ目ですが、千早赤阪村の事例です。路網整備の事例となっております。

森林作業の効率化と林業の作業環境の改善をするために、林道を管理者が改修する際にその補修材料費を補助するものでして、令和元年度には1路線で実績がありました。今後もしやすいように、内容を見直して続けられたいと伺っております。

次、続きまして、9 ページですが、大阪市の事例でして、公立保育所など木製製品の整備促進事業ということにして、公立保育園において児童が使用する遊具や玩具、家具などにつきまして、国産木材を使用した製品を整備するものです。令和元年度には家具類で5か所、玩具類で62か所、遊具で6か所の実績がありました。

大阪市では、このほか、小中学校において生徒が使用する机や椅子につきまして、国産木材を使用した製品を整備する事業というものも行っていて、令和元年度は机・椅子約2,600セットが導入されました。

大阪府は、今後も公共施設での木材利用を中心に活用する方針と聞いております。

10 ページ目ですが、高石市の事例です。小学生に対する森林環境教育の事例です。

事業内容としましては、森林環境教育、森林ESDということで、森林環境教育を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めることを学習の狙いとし、友好都市であります和歌山県有田川町に行きまして、木の役割や木材生産、間伐についての説明を受けた後、間伐材を使ったコースター制作といった活動を行いました。

本日お越しいただいています河内長野市さんでも森林環境教育に力を入れられておりまして、令和元年度には2校で同様の森林環境教育を実施されたと伺っております。

以上が、市町村の取組事例のご紹介でしたが、大阪府としましては、譲与税の都道府県の使途が市町村の支援を行うものとされておりますことから、市町村のご担当者からの相談窓口の設置や、航空レーザー計測をはじめとした森林に関する基礎データの提供などを行っております。

以上で、森林環境譲与税に関する報告を終わります。

【増田会長】       ありがとうございました。

その他案件で、国の森林環境譲与税の取組について、また大阪府の森林環境税についてご報告をいただきましたけれども、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

【藤田委員】       藤田ですけれども。

【増田会長】 藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 1点ちょっとお伺いしたいのですが、資料3の環境税の取組のところなんですけれども、最近、最近でもないんですけれども、災害時にやはり流木の問題というのが非常に大事だと思います。それで、この取組を拝見していると、危険木の除去ということで進められているというところが大変いい事業だなというふうに思いました。我々も災害地の調査なんかをすると、溪流沿いの樹木が流されていっている様子をたくさん見ますので、こういう事業が非常に大事だなというふうに思います。

ちょっと質問したいのは、この溪流に沿って危険木を除去されるという取組について、何か基準のようなもの、例えば川から何mの範囲とかがあるのかということと、それから、樹木を除去した後の手当ては何かされているのかということ、この2点についてお聞きしたいと思います。

【増田会長】 資料3の今年度から実施している森林環境税の中の新たな知見に基づく森林の土石流・流木対策、この点についていかがでしょうか。

【寺田森づくり課森林整備補佐】 森づくり課の寺田です。お答えさせていただきます。

まず、溪流の立ち木の撤去ですけれども、溪流内にまで植林されているところがありますので、水の流れるところとか土砂の移動しているようなところの、杉、ヒノキであるとかの高木は、まず撤去します。

それと、川幅の、その洪水の形式によってですけれども、川幅から両側10mとか、そういう範囲の立ち木について、一度に切ると山崩れとか起こりますので、例えば勾配によっては3割とか5割とか、杉とかヒノキの高木を切って、後はその溪流に適した植生に生え変わるようにと、そういう導入をするために、全部切って丸裸にするのではなくて、一定の木を間引いて、溪流沿いの木が生えてくるようになる、そういう導入の仕方をしております。

【藤田委員】 そうすると、切ったところにもその溪流に適したものの樹木が、また何か生えてくるように。

【寺田森づくり課森林整備補佐】 そのように導入するという形でございます。

【藤田委員】 分かりました。どうもありがとうございます。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【藤田委員】 はい。

【増田会長】 ありがとうございます。

ほか、何かご質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。

河内長野市さん、あるいは千早赤阪村さんで譲与税を使って積極的な取組をされているということで、何か補足はございますか。いかがでしょう。

【南本委員】 千早赤阪村の南本でございます。

実は千早赤阪村といいますのは千早村と赤阪村がありまして、合併をしたのが、ちょうど令和3年、今年で65年になります。私は65歳ですから、約1歳のときに合併したような形になるんですが、そのときは農業と林業と非常に盛んな村でございまして、歴代から言いましたら、合併してから村長にならせていただいたのが私で7代目になるんですが、ずっと林業と農業の盛んな村で、いわゆる村の人たち以外、他所から来られた方に、農地などを荒らさないようにということで、全て用途も調整区域という形になりまして、村の中でいろんな伝統文化、歴史を守っていただいていた村でございます。

ところが、時代の変化とともに非常に変わってきまして、山の地権者の方が村外に出られていたり、どこからどこまで自分の山か分からないということになっているのが現状です。ここにおられますけど、栗本組合長さんに森林組合のほうでいろいろとお世話になって、森林組合さんと千早赤阪村で1つになって、今やられているこの譲与税なんかを使わせていただいて整備を進めているわけなんですけど、実は少し遅いぐらいなんです。これが10年前にこういうことであれば、千早赤阪村の林業はもっと盛んになっていたかなと。

しかし、過去を振り返っても仕方ないので、このように積極的に様々な取組をしていただいていますので、今後、大いに私自身もこれを活用させていただいて、村の森林の整備に努めていきたいというふうに思っておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

島田委員、いかがでしょうか。

【島田委員】 河内長野の状況を先に申し上げますと、河内長野の約7割が森林と言われています。その森林の約7割が杉、ヒノキ、この2種類の人工林と言われています。ですので、7割の7割ですから約5割、河内長野の全面積の約5割は杉、ヒノキの人工林ということで、大阪河内材というところで何とか売り出そうとしてるんですが、やはり外国材の勢いのほうが強くて、こういった形で利用してくださるのはうれしいんですけど、なかなか、なかなか普及というところが難しいというところで、それを少し考えていかないといけないというのが大きな課題でございます。

今回の森林環境譲与税のところなんですけれども、河内長野市のそういう特性を生かしていくのであれば、やはり森林E S Dというところで力を入れていきたいなど。どうしても大阪市、堺市、人口が集中しているところにお金はどんどん行きますので、そのお金をどう取ってくるかと。大阪市、堺市としては、まずは自分ところから、つまり公立保育園とかのところに木を使うというところから始まると思うんですが、何年もそればかりやっているわけにはいかないで、どこかのタイミングで環境E S Dというところで、それは講師を呼ぶパターンと、子供たちをそういう場所に連れていく、遠足を兼ねてという両方考えていかれると思うんですが、そういった中で、やはり今のところはコネベースで決まっていっているところがあるのかなと。

例えば高石が有田町と、というのも、そのつながりから行っているんだと思うんですが、そういったところを大阪府さんと一緒に営業活動をできればなと思っていますので、大阪府内から始まって、ほかのところはまた多分その都道府県という感じになっていくのかもしれないですけれども、いろんな形で森林E S Dで何か面白い取組ができればなというところを府と一緒に考えていって、その独自性をアピールして、大阪府内の市町村だけじゃなくて、近隣の市町村も、あ、その森林E S Dだったらぜひ受けたいなとか、ぜひ河内長野まで行ってみたいな、もちろん千早赤阪村も含めてですけれども、そういう流れを一緒に取り組んでいければなと思っています。

以上です。

**【増田会長】** 分かりました。ありがとうございます。まずは府内の連携をまず始めてという感じですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

近畿中国森林管理局長さんが来られていますけれども、いかがですかね。少し譲与税に関係してございますかね、何か。

**【山口委員】** 近畿中国森林管理局長の山口でございます。

今、森林環境譲与税のお話が大阪府さんからございました。まだできたばかりの制度でございますので、いろいろと市町村のほうでも悩まれているかと思うんですけれども、近畿中国森林管理局としても、林野本庁もそうですが、いろいろ優良事例を集めて紹介させていただき、また、新しいことをやりたいというときにはいろいろと相談に乗らせていただきたいと思いますので、せっかくできた制度ですので、先ほど千早赤阪村の村長さんからは10年遅いと言われたんですが、10年遅れてもできた制度ですので、最大限に活用

できるようにいろいろ近畿中国森林管理局でも努力したいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

リモートのご参加のお二人、いかがですか。よろしいでしょうか。何かございますでし  
ょうか。

【小杉委員】 1点よろしいでしょうか。

【増田会長】 はい、どうぞ。

【小杉委員】 ちょっと思ったんですけど、府のほうの森林環境税というのを森林環境  
税というふうに呼んでいらして、国のほうのものは、使う市町村からすれば森林環境譲与  
税ですけど、取られるほうからするとこれも森林環境税なので、府民の皆様にもちょっと分  
かりにくいんじゃないかなというふうに思いまして、府のほうは「(府)」とか、「大阪府  
森林環境税」とか、そういうふうには財源、違う税ですので、読み分けるということが必要  
なんじゃないかなとちょっと感じました。

読み分けるだけじゃなくて、集める目的も違いますし、使い道もきっちり違うもので、  
二重に取っているのではないよということをしっかり理解していただくということが重要  
なんじゃないかなと思ひまして、今、名前も何かちょっとどっちか分からないような感じ  
になっているし、使い道のほうは多分きっちり仕分が、これはこれで使うということがな  
されていると思うんですけど、これもちょっとそういうふうな意識で説明というのが必要  
なんじゃないかなと思ひました。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございました。

私のほうも多分ちょっと気になるのが、前年度までのやつは森林環境税でいいと思うん  
ですけど、改定されたやつは条例の名称も「森林及び都市の緑の有する公益的機能」と書  
いてあるので、府のやつは森林・緑税みたいな呼び方をするほうがうまいんじゃないかな  
と。そうでないと、森林環境税で取っておいて、クールスポット事業に流用しているよう  
なイメージになるんですけど、条例の名前を見るとちゃんと都市の緑の公益的機能とい  
うのがうたわれていますので、その辺も流用しているのではなくて、300円の意味そのも  
のが2つの意味を持っていますみたいなことをきっちり言うほうが、2つ合わせて大阪府  
版森林環境税ですと言わないほうがうまいのではないかなという気はします。その辺は呼  
称ですので、少し事務局のほうでお考えいただければと思います。

よろしいでしょうか。

【坂野上委員】 すみません、ちょっと1点、お尋ねしたかったんですが。

【増田会長】 どうぞ。

【坂野上委員】 先ほどご質問された方がいたので同じ内容かもしれないんですけど、ちょっと音声聞き取りにくくて。1つだけ確認させていただきたいんですが、大阪府の森林環境税の新たな知見を踏まえた対策の中で、危険木の除去についてですが、これは要するに溪流沿いの枯損木の除去と考えてよろしいのでしょうか。

【増田会長】 いかがでしょう。

【寺田森づくり課森林整備補佐】 森づくり課の寺田です。

溪流の、まず、植林で溪流内にまで植えられている木、水の流れるところに生えている木は、細いもの、太いものにかかわらず全て除去します。

それで、溪流の一定の範囲につきましては、一度に取ってしまうと土砂崩れ等が起こりますので、それらは細いもの、太いものに限らず、間引いていくと。それで、本来溪流に生える樹種に導いていくと。あと、それは勾配によりますので、勾配が下流域で2%とか3%とか緩いところになりますと、大きな木を残しても捕捉効果のあるようなところについては木を残すとか、その辺は勾配により対応方法を変えているということです。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【坂野上委員】 ありがとうございます。

【増田会長】 それでは、皆さん方のご協力によりまして、無事、今日予定しておりました案件全て協議できたかと思えます。ありがとうございます。

それでは、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。

【司会（福井副主査）】 では、以上で、予定しておりました内容は終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚くご礼申し上げます。

これもちまして、第86回大阪府森林審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —

# 令和2年度第1回森林保全整備部会

## 会議録

日時：令和3年1月19日（火）

午前10時50分～12時00分

場所：ホテルプリムローズ大阪 会議室「鳳凰東」





令和2年度第1回大阪府森林審議会森林保全整備部会

令和3年1月19日

【司会（福井副主査）】 定刻になりましたので、引き続きまして、大阪府森林審議会令和2年度第1回森林保全整備部会を開催させていただきます。

改めまして、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の福井でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員8名中5名の出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして非公開となっております。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

こちら、次第、出席者名簿、配席図、森林審議会規程、森林法第10条の2第6項に定める森林審議会の意見聴取に係る事務取扱要領。林地開発許可についての諮問の写し、「様式1」という資料、南河内農と緑の総合事務所長宛ての「林地開発行為に係る意見について（回答）」という資料。また、「資料1」「資料2」「資料3」です。

資料の不足はございませんでしょうか。

では、ここで、開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部みどり推進室長の北尾より一言ご挨拶申し上げます。

【北尾みどり推進室長】 みどり推進室長の北尾でございます。大阪府森林審議会森林保全整備部会の開催に当たりまして、一言申し上げます。

部会委員の皆様につきましては、先ほどの森林審議会に引き続きましてのご審議となります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ご審議をいただきますのは、河南町における残土処分場の整備を目的とした林地開発許可の申請でございまして、開発行為に係る森林面積は7.4haありますので、許可に際して、森林法第10条の2第6項の規定に基づきまして、部会のご意見をお聞きするものでございます。詳細については後ほど説明をさせていただきますが、対象となる事業地は、本件申請者以外の事業者が過去に林地開発許可を受けたものの、開発を取りやめた土地を含んでおりまして、本件申請により新たに造成が加えられるというものでござい

す。

大阪府としましては、過去の経緯も踏まえて慎重に許可要件の審査を進め、申請内容は林地開発許可基準を満たすことを確認しておりますが、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【司会（福井副主査）】 それでは、議事に入ります前に、部会の権限及び審議結果の取扱いなどについて、事務局より説明させていただきます。

【鎌田森づくり課総括主査】 森づくり課保全指導グループの鎌田です。よろしくお願いをいたします。

林地開発許可案件につきましては、大阪府森林審議会の意見聴取基準におきまして、開発行為が5ha以上の案件につきまして森林保全整備部会で審議することとなっており、今回5ha以上の申請書の提出があったことから、諮問させていただいたものです。

なお、大阪府森林審議会規程第7条により、当部会の議決をもって、これを森林審議会の議決とさせていただきます。また、審議結果につきましては、会長より次回の森林審議会において報告させていただきます。

それでは、ご審議よろしくお願いをいたします。

【司会（福井副主査）】 それでは、議事に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府森林審議会規程第5条第1項の規定の準用によりまして、部会長にお願いしたいと存じます。

それでは、藤田部会長、議事の進行をよろしくお願いをいたします。

【藤田部会長】 藤田でございます。先ほどの森林審議会で会長から議長をご指名いただきまして、この議長の任務を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日は林地開発許可についてということで1件の審議でございますが、内容をしっかりご覧いただき、審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、本日の議事録署名委員ですが、私と三好委員の2人とさせていただきます、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の「(1) 林地開発許可について」でございます。お手元に配付しているとおり大阪府から諮問がありましたので、許可申請の内容につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【鎌田森づくり課総括主査】 それでは、まず簡単に林地開発許可制度の概要を説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

林地開発許可につきましては、森林法第5条で定める地域森林計画対象民有林において、1haを超える開発行為をしようとする場合に必要の手続となっています。

資料1の2、3に手続の流れを、4に審査の内容を記載しております。

本日の議案は、資料右側の5に記載しておりますとおり、森林審議会への意見聴取の対象となる事案について、府の審査基準への適合判定や、個別事案の特性上、技術的、専門的知見から特に配慮すべき事項等についてご意見をいただくものです。

では、ご審議いただきたい議案の説明に入りたいと思います。

資料2のほうをご覧ください。この内容に沿って、資料3の図面等を参照しながら説明しますので、資料2と資料3を並べて確認いただけたらと思います。

初めに、1の計画地の概要です。

これは、資料3の1ページ、「1 位置図」のほうと併せてご覧ください。

行為地は河南町大字加納元南で、河南町役場から東南東1.5キロの標高100メートルから200メートルの山間部にありまして、計画面積は9.4818haです。オレンジ色に塗られた事業区域内のうち、緑色の線で網かけをした南東側、向かって右のほうですけれども、森林区域に入っております。

続いて、資料3の2ページ、区域図でございしますが、そちらのほうをご覧ください。

事業区域を黒線で囲い、そのうちの行為区域を赤線で囲っております。また、森林区域の境界を緑の一点鎖線で示しており、開発区域に係る森林区域を水色で、係る森林以外の開発区域をピンク色で示し、残置する森林の区域を黄緑色で示しております。進入路は、図面の右下、南東側の公道からとなっております。

次に、資料3の3ページ、「3 現況平面図」をご覧ください。

先ほどの区域図と同様、事業区域を黒線で囲い、行為区域を赤線で囲っており、森林区域の境界を緑の一点鎖線で示しています。

本事業の行為地は、昭和40年から50年頃にかけて土石の採取が行われていた跡地として、その後、平成24年に別の事業者が林地開発許可を受け、事業用地の造成目的で土砂の埋立てを行った跡地を含んでいるため、既に土地が造成された形状になっています。

ここで、資料2の、次のページに添付しております参考図のほうをご覧ください。

しょうか。

この参考図の太いピンクの線で囲った範囲が、前の事業者による土砂埋立ての事業区域となります。この事業者は、平成28年にこの事業者の都合により行為を取りやめていますが、それまでに調整池や法面排水などの防災施設、樹木の植栽による法面緑化等が適切に施工されていることを確認しています。また、その後の現地パトロールや本件申請に際しての現地調査により、防災施設の機能などに問題がないことを確認しています。

今回の計画では、赤色の二点鎖線、少し見にくいですが、二点鎖線より西側のエリアについては前の事業者による既設の調整池や法面などをそのまま残し、そこに続けて、二点鎖線の東側で盛土を行う形となっています。このため、盛土の安全性の確認については、前の事業者による盛土も含めて行われています。

前のページに戻りまして、資料2の2をご覧ください。

本申請の開発目的は、林地開発の目的の分類でいいますと、残土処分、廃棄物の埋立処分を含む土石等の採掘となっており、具体的には跡地利用計画のない残土処分場の整備となっています。

開発面積は、行為に係る森林面積7.4325ha、行為をしようとする森林面積7.8168ha、事業区域面積9.4818haとなっています。

森林の現況ですけれども、こちらについては資料3の4ページの4の現況写真をご覧ください。

これは平成30年（2018年）の航空写真です。周囲は主に農地でして、少し離れて住宅地やまとまった森林のほうが見られます。

次のページの拡大した航空写真のほうをご覧ください。

赤色の一点鎖線の辺りが前の事業者により造成された法面や小段となっておりまして、一定の緑化がされていることが確認できます。

次のページ以降は、地上から撮影した写真となります。

写真の㊸から㊸が事業区域外から、写真の㊸から㊸が事業区域内で撮影したものとなっておりまして、この写真を見ると、法面は一定の緑化がされていること、平たん部は草が生えた草生地となっていることが分かります。

次に、少し飛ばしまして、資料3の15ページをご覧ください。

計画平面図となっておりまして、全体的に西側から東側にかけて盛り上げていく、そういう計画となっており、図面の右下、南東側にある公道から進入する計画となっています。

また、事業区域界を示す黒線と行為区域界を示す赤線の間、濃い緑色とハッチで塗られた範囲に残置森林が配置される計画です。森林区域内が塗り潰し、区域外がハッチで塗り分けられています。さらに、赤線と赤色の二点鎖線間の黄緑色とハッチで塗られた範囲が造成した森林になっており、先ほども説明しました前事業者が緑化を行ったものとなります。また、区域の西の端には既設の調整池が配置されています。

一方、赤色の二点鎖線より東側、図面でいう右側のほうですけれども、本申請者が新たに造成を行うエリアとなり、黄色に塗られた法面は、法枠工の施工後、種子吹きつけによる緑化が行われ、緑色の法面は樹木の植栽が行われる計画となっています。また、この区域の西の端には沈砂池を兼ねた調整池を新たに設ける計画となっています。

次に、資料3の16ページ、7、造成計画平面図をご覧ください。

この図では、切土を黄色で、盛土をピンク色で示しています。

法面は1対2の勾配として、高さ5メートルごとに幅2メートルの小段を設け、法尻の崩壊防止対策として、青色の網かけで示す箇所に法枠を施工する計画です。

なお、切土は前の事業者による盛土の整形や調整池の設置のために行われるものです。

ここで、先ほども少し説明しましたが、今回、前の事業者が行った盛土と今回の事業者が行う盛土を併せて安全性の確認を行っておりまして、その関係資料であります円弧すべりの斜面安定計算書を資料3の21ページのほうに添付しております。

斜面安定計算書についての詳細な説明は割愛させていただきますが、今回の事業区域内での円弧すべりの計算は、これは24ページの図面上に記載されております◎-◎の方向と◎-◎の方向、その2つの方向に断面を取って行っています。

最終的な断面ごとの計算結果は23ページに載せておりまして、それぞれの断面について、施工中、埋立て完了時の常時と地震時において特に問題がないことを確認しています。

次に、資料3の27ページ、10、雨水排水計画図をご覧ください。

各法面の小段には排水溝を設けることとなっています。

また、資料3の28ページ、調整池計画図。この真ん中辺りにありますように、法面の縦排水により調整池に流入し、調整池からは、事業区域南西を流れる梅川、青色で示しています梅川に放流する計画となっています。

次に、資料3の29ページ、調整池現況流域図をご覧ください。

図面の着色部分左上が行為地となっております。調整池の設置に当たっては、その下流の梅川にチェックポイントを設け、そのポイントにおける流下能力を確認することによ

りまして調整池設置の必要性や容量を検討しています。チェックポイントにおける流域面積は約700haで、大半が森林となっています。

流下能力の検討内容は資料の3の30ページ、下流河川流下能力検討書、そして、調整池容量の計算につきましては資料3の34ページ、調整池容量計算書のとおりとなっております。詳細の計算については説明を割愛させていただきますが、検討に当たっては、林地開発許可の基準、府土砂条例の基準と大和川流域の河川に適用される大和川基準の3つの基準の全てを満足するよう検討されています。

資料3の43ページ、15の雨水排水流量計算書をご覧ください。

さきにご説明しました場内の雨水排水施設の能力につきましては、この資料により確認が行われています。

次に、資料3の46ページ、最後から2枚目になりますが、緑化計画図をご覧ください。

本計画では、跡地の利用目的がないことから、防災施設や通路などを除き、全面緑化する計画となっています。計画平面図のところでもご説明したとおりですけれども、残地森林を緑色、前の行為者により造成された森林を黄緑色、今回の申請者が造成する森林を黄色で示しています。また、青色の網かけが法枠工施工後に種子吹きつけを行う範囲となります。

緑化計画の詳細については資料3の47ページ、最後のページになりますが、こちらの緑化計画詳細図をご覧ください。

植栽樹種としましては、ヤマザクラ、クヌギ、コナラ、ヤシャブシの4種となっており、1ha当たり2,000本の密度で、それぞれの樹種をランダムに植栽する計画となっています。ヤマザクラ、クヌギ、コナラの3種については周辺の広葉樹林で見られるものであり、支障ないと考えています。

特にヤマザクラについては、桜の名所であります地元の名刹、弘川寺をはじめとした行為地周辺において、阿南町と地元が一体となって町の活性化を図る「かなん桜プロジェクト」を展開し、桜の植樹や保護活動などを行っていることから、この地域に適した選木と考えられます。

ヤシャブシについては、肥料木としては好ましいことは理解できるものの、花粉症の原因となるおそれがあることから、土壌改良を行うことなどにより他の樹種に変更するよう指導しておりましたが、申請者からは、痩せ地に強く、成長力が旺盛で、他の現場でも良好に生育していることから、早期緑化を図るため、ぜひともこの樹種を植えたいとの意向

であったため、現在のような計画となっています。

一方、法面の種子吹きつけについては、ヨモギやメドハギなどの在来種となっております。

次に、資料2のほう、元に戻りまして、その4の審査のポイントをご覧ください。

林地開発許可の審査は、災害防止基準、水害防止基準、水源涵養基準、環境保全基準の4つについて行うこととなっておりますが、これまでご説明させていただいた内容により、全ての基準に適合していると考えております。

最後に、諮問書の最後に添付している別紙のほうをご覧くださいませでしょうか。A4の別紙でございます。

地元河南町に許可に際しての意見をお聞きしたところ、配付した写しのとおり回答をいただいております。

1の土砂の流出または崩壊その他の災害については、事業区域の一部が地滑り危険箇所及び土砂災害警戒区域に該当するとのご意見です。この点につきまして府の所管部局に確認したところ、事業者に対して災害防止についての助言を行ったとの報告があり、現時点で対策を行う必要があるわけではないとの結論でした。

次に、2の水害の発生の防止につきましては、下流域に泥水等の被害のないよう、善良な管理者の注意をもって調整池の維持管理を行うことを求めるものでございまして、大阪府としても、適切な維持管理を指導するとともに、現地パトロールの際に確認を行ってまいります。

最後に、5のその他のほうで、法定外公共物、いわゆる里道水路の扱い等について河南町と協議し、必要な手続を行うよう求められています。この点につきましては、既に申請者が河南町との協議を行っております。

議案についての説明は以上でございます。

**【藤田部会長】** ありがとうございます。

この南河内郡の残土処分場整備のための林地開発行為計画書についてのご説明がございました。ただいまから審議したいと思います。まず、何かご意見等がございましたらよろしくお願いたします。オンラインの委員の先生方も、もしあればご発言ください。

これはもともと残土処分場として開発されていたところを、今回拡張して整備していくということですね。

**【鎌田森づくり課総括主査】** はい、そのとおりです。

【藤田部会長】 ということ、幾つか審査のポイントがございますけれども、災害防止の点、それから水害防止の点、水源涵養の点、環境保全の点ということですが、どの点でも結構ですが、何か気になることがございましたらよろしくお願いいたします。

ちょっと私の、皆さんがお考えになっている間に1つ、最後のところで、当該地域が土砂災害警戒区域に一部入っているということでしたけれども、これは特別ではなくて通常のイエローゾーンという、土砂災害警戒区域ということで間違いないでしょうか。

【鎌田森づくり課総括主査】 はい。土砂災害警戒区域、イエローゾーン、レッドゾーンとございますけれども、そのイエローゾーンでございます。

【藤田部会長】 これは場所、そのかかっているところというものが具体的に何か分かりますでしょうか。

【鎌田森づくり課総括主査】 土砂災害警戒区域のほうは、図面でいいますと、現況写真の5、5ページですね、5ページを見ていただくと分かりやすいかなと思うんですが、土砂災害警戒区域は、この図でいうところの上側、北東辺り、計画でいう残置森林部のところを少しかするような形でかかっております。

【藤田部会長】 分かりました。かするような、ということは、ほとんど入っていないけれども、一部かかっているというようなことですね。

【鎌田森づくり課総括主査】 はい、そのとおりです。

【藤田部会長】 この点につきましては、十分その点を配慮して開発をしていくということで協議されているということですか。

【鎌田森づくり課総括主査】 はい。府の都市整備部のほうに確認を取っております。

【藤田部会長】 イエローゾーンですので開発行為が禁止されてるわけでもないし、そのことを重々認識した上での開発をされるということであるというふうに思います。

ほかに何かございますか。

【小杉委員】 よろしいですか。

【藤田部会長】 小杉委員、よろしくお願いいたします。

【小杉委員】 すみません、2点お聞きしたいんですけども、まず1点目は、この例えば15ページの計画平面図の右下のところに土間が、土間というか、写真でも見えているんですけど、これはこの事業者の事業所になるんですかね。結構区域外に近接して。赤いところですね。その隣接地の赤いところ、平地があって、平地と隣接して事務所みたい



なものが見えるんですけど、そこはこの事業者の続きの敷地なんですかね。よそ様の敷地だったら、ちょっとそこの配慮は、と思ったんですが。

【藤田部会長】 例えば5ページの拡大写真でいうと、どこのことでしょうか。

【小杉委員】 5ページの写真でいうと、右下の部分に。15ページの事業地内の中に赤の平地というところがあって、平地とつながる形で5ページの写真の右下の部分ですね、何かありますけれども、平地になっているところが。この事業者の続きの土地なのか、それとも全く別のよそ様の土地となのか。

【藤田部会長】 分かりました。その点、いかがでしょうか。この事業区域の右下の部分、東側の下側ですね、その部分についてどのような。何かそこでこの土地を利用している方がおられるんですけども、その関係についてだと思いますが、いかがでしょうか。

【鎌田森づくり課総括主査】 この黒の実線の外側ということよろしいでしょうか。

【藤田部会長】 そう。そうですね。黒の線の外側の。

【小杉委員】 はい、外側です。

【藤田部会長】 続きの部分ですね。何か倉庫、物を置かれているような写真ですね。

【鎌田森づくり課総括主査】 ここは特に本申請地とは関係のないところになると思います。

【小杉委員】 別の事業者さんの。その場合、大丈夫ですかね。結構、こちら側はあんまり何にも配慮なくつながっているように思われるんですけども。

【藤田部会長】 結局、ここの外のところと内のところの境界は何も特に計画されていないけど。

【小杉委員】 ちょっと写真がわかりづらくて。ちょっとした法面になっているんですかね。そうか。一応、森林を造成するという形になっているんですかね。赤色の平地というのは、少しば一つとした平地を造っているという形ですかね。

【藤田部会長】 15ページの赤の平地のところと、このほかの業者さんの土地とはつながっているかどうかということだと思います。何か境界があるんでしょうか。

【小杉委員】 例えば柵があるだとか、何がしかの配慮はされているんでしょうか。あと、その隣の事業者さんとの話合いというか、合意はできているんでしょうかということが1つ気になりました。

【藤田部会長】 ありがとうございます。

その辺、何か情報をお持ちでしょうか。

【鎌田森づくり課総括主査】 特にこの本申請の行為と目的とか、あるいは排水施設等を共同で利用されているということもございませんので、全く別ということで理解しております。

【藤田部会長】 今回の開発行為をしても、ここの赤の平地の外のところには影響がないというふうに評価されているということでしょうか。

【鎌田森づくり課総括主査】 はい、そのとおりです。

【三嶋森づくり課保全指導補佐】 特にこの境界のところについては、また境界のところにもちょうど柵みたいなのが見えると思うんですけども、それで明確に区切られておりますし、また、水の流れとかも変わってきますので、特段、今回の事業区域とは分別して考えられるというふうに判断しております。

【藤田部会長】 一応検討されて配慮しているということで間違いはないですね。

では、もう1点ありますか。

【小杉委員】 ありがとうございます。

もう1点なんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが、この事業というのは結局、残土処理をしていって盛土をどんどん盛っていくということですよ。何年かかけて残土処理ということをしていって、最終的に盛れるまで盛っていってということですよ。そうすると、時系列的には、この森林を最終的に造成するのは何年か盛るだけ持った後、森林を造成するということになるということと、そうだとすると、この間の安全というのは担保されているのかということと、それと関係するんですけど、資料の2のほうで先に防災施設を設置すると書いてあるのは、これは先に切土をして、調整池を先に造ってしまうという、そういう意味かということをお教えいただければ。

あと、その時系列というのが、ここを盛り終わって、最後に森林になるのに何年ぐらいかかるようなタイムスパンの話なのかということをお教えいただけますでしょうか。

【藤田部会長】 ただいまの質問、よろしいでしょうか。この盛土していくんですけども、植生を入れるまでの間、対策をどうされるのかということですが。

【鎌田森づくり課総括主査】 それについては、14ページのほうに、これは計画書の一番後ろのページになるんですけども、14のページのところのほうに計画工程表というのがございまして、ご質問のあった防災施設を先行する云々のお話があったと思うんですけども、防災施設、特に調整池等の設置については最初の段階で設置をして、法面排水設置工のほうも初めのほうにさせてもらおうと。

その後、造成工事で盛土がされ、法枠工も施されていくわけなんですけれども、その都度、フェンス工だとか植栽工のほうも進めていくと。その他の法面緑化工のほうを見ていただいたらと思うんですけれども、それらが整ったところのそれぞれの段階で緑化を施していくと。最後に、一度にやるということではなくて、その工程のやっていく中で、法面の緑化のほうもしていくということでございます。

【藤田部会長】       ありがとうございます。

まずは防災工事、排水工事を進めて、これをまず整備しておいてから、盛土をしていくと。盛土しながら、進めたところの法面の緑化を並行というか、それが終わるとしていく。段階的にそれを繰り返すというようなことでしょうか。

【鎌田森づくり課総括主査】       はい、そのとおりです。

【藤田部会長】       というご回答ですけど、小杉委員、よろしいでしょうか。

【小杉委員】       分かりました。それは何年ぐらいそういう状態が続いて、最終的に事業が終了するというのはどういう感じなんだろうかな。何か全然終了しないような感じもするんですけれども、使っている間は終了しないということになりますので、どれぐらいのタイムスパンなんだろうかな。

【藤田部会長】       どれぐらいの工期でやられるかということですね。この計画工程表、3年でいくと3年ですか。

【鎌田森づくり課総括主査】       3年での完結です。

【藤田部会長】       一応、3年間で終わる計画になっているということ。

【小杉委員】       なるほど。3年間で満杯になってしまうようなことということなんだろうかな。

【鎌田森づくり課総括主査】       はい、そのとおりです。

【小杉委員】       分かりました。ありがとうございます。

【藤田部会長】       ありがとうございます。

ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

では、三好委員、よろしく願いいたします。

【三好委員】       質問なんですけれども、資料3の21ページから斜面安定計算がついているんですが、ちょっと理解が及んでないかもしれませんが、22枚目の資料を見ると、旧盛土層の内部摩擦角が極端に低いところが結構あるんですね。ちょっと信じられないぐらい低い値になっているんですけれども、もしそうだとしたら、その面をすべり面とする

安定解析をすると非常に厳しい結果が出てくるんじゃないかと思うんですが、24ページ、25ページあたりから円弧すべりの計算断面が出ているんですが、すべり面解析というのは十分に行われているのかどうかというところだけちょっと確認をお願いします。

【藤田部会長】      ありがとうございます。

確かにこの22ページの左側の表を見ると、内部摩擦角8.8とか2.8とか非常に弱い層があると。それが25ページのどこか、旧盛土層なのでオレンジ色のようなところですかね。

【三好委員】      そうですね。

【藤田部会長】      そこが入って、そういう弱い層があるんですけども、そういったことはちゃんと考慮して解析されているかという、確認したいというご意見だと思いますが。

【三好委員】      そうです。

【藤田部会長】      いかがでしょうか。

【樋口森づくり課主査】      それについてお答えさせていただきます。

資料について、25ページのすべり計算の断面図をご覧ください。

ご指摘のとおり、ここは旧盛土層があるところに新たに再造成するという計画になっておりますので、事業の計画に際しまして、まずボーリング調査をしております。

この25ページの真ん中のところにちょうどボーリングの柱があるんですけども、これは空気を打っているような状態になっていますけれども、ここの辺りですね、旧盛土層がやはりかなり緩い軟弱な結果になったというのが、地盤調査の結果、出ております。

これに対して事業者のほうは、このまさに点線で書かれているのが旧盛土層のラインになるんですけども、一部の軟弱な旧盛土層は除却するのと、それと、一部につきましては土壌改良を行った上で、強度補強した上で再造成するということが検討されていますので、先ほどの旧盛土層の内部摩擦角が極端に緩いということが、恐らくこのボーリング調査の結果と土質調査の結果から出した正直な値ということかなと思います。

ですので、弱いところについては、除却または安定処理工などを行って強度を増して補完するということが検討されております。

【藤田部会長】      よろしいでしょうか。この弱いところは地盤改良とかをするということになっているわけですね。

【樋口森づくり課主査】      はい。

【藤田部会長】      増田委員。

【増田委員】 それはこの計画書の中で説明がなかったですけど、どこかに書かれているんでしょうか。いや、非常に心配するのは、やっぱり旧盛土面があって、その上にさらに盛土を重ねますので、元の盛土面の問題をどういうふうな形で解決するのかというのを、口頭でお聞きになっているのではなくて、土壌改良の方法みたいなものを本当のこの計画書の中に記載されているのかどうか。

それが1点と、もう1点は、大阪府さんが前事業に施工された調整地とか法面排水、緑化等というのが適切に施工されているというのを確認したというふうに書かれていますけれども、それも資料2にちらっと確認したとだけ書いてあるんですけど、具体的にどういふふうにして確認したのかという、そのエビデンスというのは必要ないのかどうかと。旧の状態が非常にまずければ、そこをやり替えて一体的にやらないかんわけですけど、資料2の4のところのちらっとそういうふうに書かれているんですけど、その2行でいいのかどうかという。

【藤田部会長】 大変大事な意見だと思います。先ほど、口頭で対策をするんだ、地盤改良とするというふうに聞いているということでしたけれども、ちょっとこの資料の2の中には特にそういった文言がございませんし、もともと事業をされていたところの安全性については確認したというのは、先生、どこに書かれていたんですか？

【増田委員】 資料2の、こっち側のA3の資料2ですけど、その計画地概要の4番目のところ、1の(4)本計画地の一部では別の事業者が云々で、「その際に調整池や法面排水などの防災施設、樹木の植栽による緑化等が適切に施工されていることを府が確認」というふうに、こう書かれているんですね。そやけど、この本当に2行でいいのかどうか。一体、どういう方法で府が確認したんかというのをちゃんと書いとかなくていいのかどうかということなんですけど。

【藤田部会長】 ここの府が確認というのは、どういうレベルの確認でしょうか。

【鎌田森づくり課総括主査】 前事業者による施工の状況ですね、途中でやめたということ報告させていただきましたけれども、現地調査について、府のほう現場へ行って、実際、様子を、法面の排水施設だとか防災施設の機能だとか。機能といっても、実際あって、いろいろ土砂が崩れて機能が損なわれていないか等を確認して、ここで確認ということとさせていただきます。

【藤田部会長】 とにかく確認されたときの資料のようなものがあるんでしょうか。

【鎌田森づくり課総括主査】 すみません、本日の資料においてはそこの部分はござい

ませんが。

【藤田部会長】 ここにはない。

【鎌田森づくり課総括主査】 はい。

【増田委員】 あるいは、事業者はそれを要するに確認しなくていいんですか、手続上。

【藤田部会長】 今回の事業者。

【増田委員】 そうそう。今回の事業者が要するに前事業者を引き継いで、前事業者のやったところについての確認作業というのは、事業者としては必要ないんですか。府が確認すれば。極端なことを言うたら、小さいほうの西側の調整池、これがちゃんと機能していますよとか、そこに排水溝がちゃんと計画されていて、それがきっちりと機能していますとかいう、その辺の確認作業は後の事業者はする責任がないということなんですか。

【三嶋森づくり課保全指導補佐】 もちろん排水施設とか小段にある排水施設の泥だまり、あるいはその調整池がちゃんと流れているか、前事業者が行った調整池が流れているかというのは今回の事業者も確認しております。また、それについて特段記載はないんですけど、大阪府のほうもそれを立証するために確認していると。また、併せて法面の緑化ですね、その辺の状況、どこまで生育しているかなどを確認して、防災上支障がないという判断をしております。

【増田委員】 それはエビデンスとして残す必要はないんですか。いや、こういうケースはちょっと怖い、何となくちょっと気持ち悪いですよね。

【北尾みどり推進室長】 多分、資料2に記載している、増田先生がご指摘のところは、前の事業者が一旦事業を中断することになるので、その時点で安定でないと安心して中断していいよという話になりませんので、その時点で、我々としてしっかり施工されていて、安定的な状態にあって、排水等も支障がないということをこの当時において確認をして、安定的な現況というか、地盤の状況になっていることとか、排水施設も機能していることを確認したと。

今後、増田先生がご指摘の、ご心配のところは、まさに事業者の事業計画の中に旧事業者が施工する部分も含まれていて今回計画を組んでいますので、当然新しい事業者がしっかりメンテナンスしていくということも含めて、施工中でもですけれども、新しい事業者が責任を持って対応していくということになるんだろうなというふうに思います。

今、その前段、増田先生がご指摘のところを今ちょっとここで協議しておりますので、それは状況が出ましたらすぐお答えさせていただきます。

【藤田部会長】 円弧すべり。

【樋口森づくり課主査】 すみません。円弧すべりのところでちょっと説明が不足しているということなので、もう一度ご覧いただきたいんですけども、再度、資料の25ページをもう一度お聞きいただけますでしょうか。

先ほど私、内部摩擦角の低下のところでは旧盛土層の除却と改良による安定処理工の話をちょっとさせていただいたんですけども、それとは別で、この断面自体がすべり計算になりますので、いろんなすべり断面を計算していった上で、一番安全率の低いものがこの断面における図面になっています。ですので、除却をして、この最終形状において、先ほど三好先生からご指摘ありました内部摩擦角も、この数字を入れたとしても、この断面で安全率が1.2以上確保されるということになりますので、この旧盛土層全部をもちろん除却するわけではないんですけども、除却した最終形状で安定するというのがこの図面になりますので、この摩擦角を踏まえた上での解析はされているということになります。

【藤田部会長】 三好委員、いかがですか。

【三好委員】 ありがとうございます。理解しました。

それで、そうしましたら、すべり面解析の仮定についても、中心点をどのように配置してすべり面を仮定しているのかとかいう、何か1枚資料があったら分かりやすいかなと思います。

【樋口森づくり課主査】 分かりました。次回また再度こういうこと出す際にはちょっと注意して資料を作りたいと思います。

【三好委員】 よろしくお願ひします。

【樋口森づくり課主査】 すみません、ありがとうございました。

【藤田部会長】 そうすると、先ほど地盤改良というのもされるんでしょうか。

【樋口森づくり課主査】 はい。地盤改良についても一部されます。

【藤田部会長】 そうですか。

【樋口森づくり課主査】 はい。その地盤改良の平面図も今、すみません、探していたんですけど、それについても添付不足ということになりますので、今後、防災系のところについてはもうちょっと丁寧な資料を添付させていただきたいと思います。

それと、先ほど増田先生からおっしゃられた土壌の調査結果とその対策工の有無の資料につきましても、実際申請書には土壌調査とその結果、その対策工についての資料をつけさせておまして、それもここでちょっと入っていないものですからそういうご指摘をい

ただいたという形になっておりますので、すみません、今後、その防災のところについては、もうちょっとついていた資料はどういうものがあったかというのは説明させていただきたいと思います。今回は資料をつけておりませんので、申し訳ありません。

【藤田部会長】 関連して、ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかの観点から何かございましたら。よろしいでしょうか。

幾つか大事な意見が出てきたと思いますが、まず、基本的にいろんな対策ですね、災害防止、水害防止、水源涵養、環境保全についてはしっかり取り組まれているというふうに判断できると思いますが、先ほどの意見を少し附帯意見にするかどうかということだと思わうんですけれども、基本的にはそういう方向で進めてよろしいでしょうか。

1点は、地滑りの円弧すべりの解析について、これはどうしますかね。附帯意見で。しっかりやられているということですのでけれども、ここには資料がないので。

【三好委員】 そうですね。ご説明を聞いた段階で理解はしましたが、しっかりされていると判断していいと思いますが、今後説明資料として改善してほしいというだけでして、案件として進めるには問題ないと思います。

【藤田部会長】 附帯意見として、再度そういう資料を確認してくださいということは言ったほうがよろしいですか。

【三好委員】 事業者というよりも、どちらかというとな事務局の問題だと思いますので、特に今回、外へ出す意見はないのかなと思いますけど。

【藤田部会長】 それは、附帯意見を府に対する要望についても少し入れてもよろしいですか。

【赤井森づくり課長】 今回のこの円弧すべりの計算書というのがございまして、先ほど担当からご説明させていただいたように、数十パターンのすべり面を検討した結果、一番弱い弱点の面が今お示ししたもので、それを見たとしても安全率は確保されているという結論になっております。そのいわゆる計算書の一式を後ほどまた委員の皆さんにお示しさせていただきたいと思いますので、その上でご意見いただくかどうかというのを決めていただいたら。

【藤田部会長】 分かりました。検討されているということでここで確認させていただいて、議事録も残しておりますので、具体的にはまた資料を回覧していただくということでいいでしょうか。

【赤井森づくり課長】 はい、後ほど提出させていただきます。



【藤田部会長】 それから、もう1点、増田委員のほうから前事業者の施設の安全性について、ここでは府が確認と書かれていますけれども、これについては、増田委員、どうされますか。もうここで一応されたということを確認したということ。

【増田委員】 そうですね。あるいは事業者もそれを確認していて、既に申請書等に資料があるんだったら、エビデンスとしてつけておいていただくのが妥当かと思うんですけど。

【藤田部会長】 もしも確認されているようでしたら、資料につけられていないようだったらつけていただいて、つけられないのであれば、この部会からは確認をしっかりとやるようにという附帯意見をつけてもということですか。

【増田委員】 基本的にされたと書いているので、府でも事業者でもいいんですけど、それが基本的にちゃんと資料として整った形であるのであれば添付しておいてほしいということなんです。

【北尾みどり推進室長】 我々がバックデータで持っているかどうかという。

【増田委員】 そうです。

【藤田部会長】 ここの議事の中で、そういうことを府のほうでちゃんとしてくださいということよろしいでしょうか。

【増田委員】 はい。

【藤田部会長】 特に附帯意見とすることもないだろうと。

【増田委員】 それは必要ないかもしれませんね。

【藤田部会長】 分かりました。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(「意見なし」の声あり)

【藤田部会長】 それでは、いろいろご審議ありがとうございました。

いくつか確認事項等もございましたけれども、本案については、最終的に皆様にお諮りしたいと存じますが、林地開発許可について妥当とする旨、答申したいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【藤田部会長】 ただ、2点ばかり確認をしっかりとってくださいということでございます。ありがとうございます。それでは、妥当とする旨、答申させていただきます。

以上で、本日予定しておりました議事は終了いたしました。委員の皆様には、議事の円

滑な進行にご協力いただきありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【司会（福井副主査）】 藤田部会長、ありがとうございました。

以上で、予定しておりました内容は全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日お配りした資料につきましては、許可前の申請書類となっておりますので、机の上にそのまま置いてお帰りいただきますようよろしくお願いいたします。

これもちまして、令和2年度第1回森林保全整備部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —